

○財務省告示第百九十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年五月十四日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年六月八日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百七
回）
二 発行の根拠 平成二十二年に於ける財政運
営のための公債の発行の特例等
の法律及びその
に關する法律（平成二十二年法
律第七号）第二条第一項並びに
特別會計に關する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に進行される入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格

三 振替法の適用

四 発行方法

て得られる価格をその発行価格

期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十五 第二期以後の利子
 償還期限
 償還金額
 元利支額
 払場所
 入札参加
 者
 払込期日

平成二十二年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
 平成二十二年三月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者

平成二十二年五月十四日